

井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置

小宮山 敏 和

一 はじめに

本論文の目的は、井伊直政の家臣団編成を中心として、その形成過程や中世期から近世期にかけての変化、或いは徳川家内での位置付けを考えることである。またそれらを通じて、戦国大名としての徳川家の家臣から近世幕藩体制下の大名へと変化していく過程について、また幕府と大名家家臣の問題について一つの展望を示したいと考えている。

これまで井伊直政については、「徳川四天王」の一人として、或いは「井伊の赤備」として、軍事的・個人的側面からは有名な人物である。しかし、戦国期から近世初頭にかけての井伊直政家臣団の編成については、戦国期の徳川家自身の家臣団編成の一事例としての視点や（北島一九六五⁽¹⁾、煎本一九七九、一九九八⁽²⁾）、それに関連して大番衆などの家康「馬廻衆」の形成に関して触れられるに留まっている（煎本一九六一⁽⁴⁾、根岸二〇〇〇⁽⁵⁾、小池二〇〇一⁽⁶⁾）。つまり、井伊直政自身を視点の中心とした、直政家臣団の構造的把握

とその性格付けは前出の煎本氏が比較的詳しく触れられている以外今のところ十分に為されていないと言えるだろう。元々遠江の武士で、三河武士でない井伊家が、家康のもとで後に譜代の筆頭とまで目されるようになる背景には、本論で詳述するように家康自身による井伊家家臣団の編成という側面が要因の一つとして考えられるのではないだろうか。井伊家家臣団の構造と性格を考えることによつて、家康が井伊家家臣団にどの様な性格を求めたのか、或いは江戸幕府成立以後における井伊家の位置付けを説明する上で有効ではないかと考えている。またこれらの問題は、その後の幕府と譜代藩の関係を考える上で一つの重要な要素になると思われる。

尚、本論文では、中世末期までの井伊家の状況や井伊直政の徳川家中における政治的位置付け等には、前提として触れるに止めておく。その点あらかじめご了承願いたい。

二 天正十年から同十八年までの状況

①天正十八年までの直政の部将・領主的状況

最初に、天正三年（一五七五）の家康家臣への召し出し以降から、天正十年六月の本能寺の変までの状況について見ていきたい。

まず、天正三年の家康家臣への召し出し以降であるが、『寛永諸家系図伝』（以下「寛永譜」と略）によれば、「且井谷・井伊谷」著者注、以下同じ）ハ先祖歴代の旧地たるにより、すなはちこれをくだした

まふ。又井谷三人の衆を与力につけらる。」とあり、本領である井

伊谷と井伊谷三人衆（菅沼次郎右衛門忠久、近藤石見守秀用、鈴木平兵衛重好）を与力として付けられたことがわかる。ただ、この井

伊谷三人衆の付属については、諸書によって異なるがある。『寛政重修諸家譜』（以下「寛政譜」と略）井伊直政条では、該当部分は

「先祖歴代の旧地井伊谷をたまふ。」として、井伊谷三人衆の付属は天正十二年に書かれている。また、同近藤秀用条では、「（天正）十

二年長久手陣の時、鳴海をいて仰を蒙り、菅沼次郎右衛門忠久、鈴木三郎太夫重路（好カ）とおなじく井伊直政に属す。」として、ここでも

天正十二年に付属したとなっている。しかし、井伊家編纂の由緒書である『侍中由緒帳』（以下「由緒帳」と略）菅沼次郎右衛門や同鈴木平兵衛案では、天正三年に井伊谷三人衆が直政に付属されたこと

になっている。この様な付属時期の違いについて、今のところ明確に答えを与えるような史料は見つかっていないが、井伊谷の所領に

ついては次のような史料がある。まず、井伊直政所領注文（12）というもので、これによると主に遠江国引佐郡内に七百四十五石余り所領を

持っていたことがわかる。また、「由緒帳」菅沼次郎右衛門条（13）によれば、「天正三己亥年、（平出）直政様江、從（台頭）家康様遠州井

伊谷二而、初而御知行御頂戴被遊候節、井伊谷三人衆領地其俣御附

人ニ被 仰付」として、井伊谷三人衆の領地はそのままで、直政の所領が設定されたことが窺われる。さらに、天正十七年からの五

カ国検地と呼ばれる検地の時にも、引佐郡井伊谷の内、竜潭寺領・三岳村・久留米木村・渋川村などの検地帳には、「近平右方」・「鈴

平兵方」・「菅次郎右方」など井伊谷三人衆の菅沼次郎右衛門忠久、近藤石見守秀用（元平右衛門）、鈴木平兵衛重好と思われる記述や、

「菅沼次郎右衛門方」など明らかに井伊谷三人衆の所領とわかるものが確認される。この井伊谷三人衆の井伊谷での所領は、永禄十一年に家康より下されているから、直政の所領拝領より以前からあつ

たことがわかる。つまり、直政の所領としては、基本的には旧領の井伊谷の中で、既に井伊谷内に所領を持っている井伊谷三人衆の領

地にかからない部分で所領が設定されたのではないかと考えられるが、天正十七年四月二十日付瑠聞証文（19）によると、天正三年二月に鈴木平兵衛持分の屋敷が他所に替え地となっており、直政が家康に仕

え始めた天正三年二月に、所領の移動がいくらかは行われた可能性もある。この時期の直政の所領に関しては、他に井伊谷以外にも

あつた可能性もあるが、今のところ確認できていない。

この時期の直政「家臣団」については、前述の井伊谷三人衆の付属以外にも、同心衆の存在を示唆する史料がある。天正七年と推定

される、信州高遠口の押さえとしての出陣を指示した井伊直政宛家康書状（20）である。これを見ると、「そのはうの同心の物主」、「まづは

清三郎（木保守勝）かたれにても」を遣わせとして、直政の所の物頭を出すように、木保守勝でも出すようにという内容であることが

わかる。この直政の所の物頭を出すようにということから、木保守

勝以外にも物頭が存在していたことが推測される。『寛政譜』などによれば、木俣守勝以外にも、西郷藤左衛門正友、棕原次右衛門政直が直政に同時に付属されていることから、この二人を指しているのではないかと思われる。次に、今度は逆に物頭を出せということから、直政は出陣する必要がない或いは出陣していないということが推測される。これは、直政がいなくとも軍事行動上では、木俣等の物頭がいれば足りるということを示していると言える。家康も命令中物頭単位で指定してことから、物頭単位で把握していると考えられる。

このように、この時期の直政「家臣団」の構成としては、井伊谷三人衆とともに木俣等の「物主」統制下の同心衆がいたものと思われる。ただ、次に示すように、直政が地位的にも軍事的側面でも活躍するようになるのは天正十年の武田家滅亡後のことであり、このことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模であるが、後の「家臣団」編成の原型となる形であったといえるのではないかと思われる。

では次に、天正十年の武田家没落後の状況について見ていきたい。まず、一つ目としては、直政の徳川家中における地位的な上昇がある。これについては、ここでは確認する程度にとどめる。まず、旧武田家家臣で家康の家臣となった者に対する所領安堵状などの奉者について、天正十年から翌十一年までの間で見ると、直政が奉者として徳川家中で一番多く、全体の約二十%⁽²¹⁾(二一六通中四五通)を占めているということを確認することが出来る。また、官位的にも最終的には天正十六年四月までには少なくとも「侍従」

となっていることは確認され、徳川家中で最も高い位置付けとなっている。この様なことが、直政の徳川家中における地位的上昇の例としてあげられるだろう。

次に、直政への武田家遺臣の付属と知行地拝領があるが、まずは『寛政譜』の記述の検討から入ってみたい。それによると、⁽²²⁾

「このとし(天正十年)近侍の土木俣清三郎守勝、西郷藤左衛門正友、棕原次右衛門政直三人を御前にめされ、直政若年たるにより、輔翼すべきむね上意ありて、付属せられ、また武田家の臣一条右衛門大夫信龍、山縣三郎兵衛昌景、土屋惣蔵昌恒、原単人正昌勝四隊の従士七十四人、関東の処士四十三人都て百七人を属せられ(中略)かつ駿河国安倍郡鷹峰にをいて加恩の地をたまひ、四万石を領し、一隊の將となり、兵部少輔と称す。」⁽²³⁾とある。では該当箇所について『寛政譜』ではどうであろうか。

「そのうち大権現近仕の土木俣清左衛門尉守勝并棕原次右衛門尉・西郷藤左衛門尉、此三人を家老につけられ、いよいよ勲功あるによりて、甲州へ御入国のとき、武田家来のさふらひ一条・山縣・土屋・原四組の士卒をつけられ、領地四万石をたまはりて一組の將となる。」

として、木俣以下三人の付属と一条・山縣・土屋・原四組の侍の付属、領地四万石をたまわるなど、大枠では一致している。しかし、細かな点を見ていくと、相違点が見いだされてくる。以下にその点について、検討していく。

まず一つ目として、武田旧臣等による直政への付属武士のことである。前出のように『寛政譜』によると、武田家旧臣は七十四人と

なっている。ここで、この後直政に付属された木俣清左衛門守勝に注目してみよう。『木俣土佐紀年自記』(以下『木俣自記』と略)という、守勝が晩年になって自身のことを編年で書いたとされるものであるが、この中に、

「家康公又思召ハ、武田家浪人武勇の侍共、外に散らさず、御扶持可被成思召にて、則成瀬吉右衛門、目下部兵右衛門を以案内者として、守勝ニ差加られ、則甲州ニ遣し、諸士を説しむ、守勝甲州ニ到、誘つて帰伏せしむ、是を以て、武田家一条、山懸(縣)土屋、原四組侍勇名有者、皆濱松に来、守勝是を披露して、何レも御禮申上ル、家康公此侍を井伊兵部少輔直政與力ニ給る、」

として、守勝が成瀬吉右衛門正一・目下部兵右衛門定吉を案内として甲州に行つて、武田の旧臣を誘つた。結果的に元一条、山懸(縣)土屋、原四組の侍が濱松に来て、守勝が家康に披露したということが書かれている。また、『由緒帳』木俣清左衛門条を見ると、「百五六拾人召連婦」として、大体『木俣自記』と同様の内容で、こちらは具体的に百五六十人を連れ帰つたとしている。さらに、同様に『由緒帳』を使って関東出身という由緒の者を見てみる。すると、直政に出仕した年代が判明する者のほとんどが、出仕時期は天正十八年以降であり、逆に天正十年から十八年の間に、直政に召し出し、或いは付属させられた例は少数しか見いだせない。²⁶⁾つまりこれは、天正十八年に直政が上州箕輪に入部して以降、上州の地名を冠した宇津木・小幡・八木原など、上州の在地武士と思われる武士を積極的に召しだしている傾向が見られるということである。結論と

しては、この『寛政譜』などの家臣団の人数は、直政が上州箕輪に入部して以降の、ある時期における人数を表しているのではないかと考えられ、旧武田家臣などを主体とした直政同心衆の人数としては、木俣守勝が集めた甲州武士の人数だけでも百五六十人になると考えると、この時期はさらに多くの武士が直政同心衆として編成されていたことが推測される。

二つ目としては、直政の知行地についてみていきたい。既に天正十年以前については前述しているので触れないが、では、それ以降には直政の知行地は変化したのであろうか。前出のように、『寛政譜』では、「駿河国安倍郡鷹ヶ峰にをいて加恩の地をたまひ、四万石を領し、」となつてゐる。では、他の史料ではどうだろうか。『寛永譜』には、「四万石」の記述はあるが、場所については特に書かれていない。また『由緒帳』川手主水家条を見ると、初代良則は「同(天正)十一未年、(平出)権現様思召を以、於駿州阿部方上之庄鷹ヶ峰、(平出)祥寿院様(直政)江御附被下置、」として、「阿部方上之庄鷹ヶ峰」という地名をあげている。また、『由緒帳』加藤彦兵衛家条では、「直政様御代、駿州方名上二而被召出候由申伝候、」として、「駿州方名上」をあげているが、これは前述の「方上(かたのかみ)」のことを表していると思われる。この様に記述がそれぞれ異なっているが、ではそれぞれの地名を考えてみるとどの様であるうか。まず、「鷹ヶ峰」であるが、この地名は今のところ、安倍郡だけでなく他でも確認できない。次に「方上」²⁹⁾を見てみると、これは安倍郡ではなく益津郡に属している。つまり、『寛政譜』の「安倍郡鷹ヶ峰」の記述は確認できない。では、ここで出てきた

「方上」はどうであらうか。『由緒帳』三浦与右衛門家条によれば、「権現様江被召出、天正十年二片山・吉川・方之上於三ヶ所二為本領被下置、御朱印頂戴所持仕候、⁽³⁰⁾」として、「方之上」(方上)で天正十年に本領を安堵されていることがわかるから、同時期に直政の所領が同地で四万石分もあったとは考えにくい。参考までに、家康家臣で天正十一年に知行地を拝領した松井康親の場合を見てみると、「駿州於河原東貳万五千貫文、同河原二郡之郡代之事、⁽³¹⁾」として、貳万五千貫文と河原二郡(駿東郡・富士郡)の郡代を宛行われている。この松井の例から行くと、四万石という知行地ともなると、郡単位ぐらいの知行が想定され、一つの「庄」や「郷」位ではとうてい釣り合わないだろう。前述のように、「安倍郡鷹ヶ峰」は確認できず、「方上」も他に本領安堵されている者が存在することなどを考えると、この時期直政が四万石の知行地を持っていたとは考えにくい。井伊谷本領との比較からいっても不自然であろう。

では、なぜ四万石と記述されているのか。これについては推測の域を出ないが、先程引用した『由緒帳』は、後に彦根藩土となった者が載っているのであるから、その中の数人が「方上」について記述していると言うことは注目できる。この内、川手や三浦などは、家康より「上意」で直政に「御附」られたという由緒がある。つまり、この時はまだ、主従制の上では家康が依然として主人であり、直政は同じ従者の中での上司であって主人ではないという状態であったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳しく述べないが、結論を言えば、四万石というのはこれら直政の下に付けられた、直政の部下である同心衆と直政の知行地の総和のこ

とを指しているのではないか。つまり、直政「自身」の知行地が四万石であったのではなく、直政の同心衆の知行地を足した結果が四万石だったのでないか。『寛政譜』など、後世に編纂されたときに、以上のところが混合されてしまってあたかも直政の知行地のようになっちゃったのではないかと考えられる。実際のところ直政の知行地としては、徳川家家臣団内の直政の地位が上昇しており、知行地を拝領している可能性は高いが、本領の井伊谷周辺を合わせて考えても、松井康親の例を考慮すると、それほど多くの知行地を領していたとは考えられないだろう。

以上が、関東入部前の直政の状況についてである。次からは、天正十年以降編成されていた、直政同心衆の編成過程とその性格について見ていきたい。

②木俣清左衛門守勝が収集、構成の主体となった「甲州同心衆」

ここでは、直政の同心衆として編成されていったものの中でも木俣清左衛門守勝によって収集、編成されていた旧武田家家臣の者について検討していく。(以下「甲州同心衆」と呼ぶこととする。)

まず、木俣清左衛門守勝について説明しておく。『由緒帳』⁽³²⁾によれば、岡崎出身で元々は家康家臣であったが、後に徳川家を出て京都で明智光秀に仕えた。後、また家康家臣に戻り、以後、若年の直政のために補助として直政に付属される。その後、追々直政の家臣になったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってくると、家格、石高ともに彦根藩中で最高となる者である。

木俣守勝による旧武田家家臣の取り立てについては前述している

とおりで、「武田家一条、山懸、土屋、原四組侍勇名有者、」を取り集めたとして、一条、山懸、土屋、原の各組同心衆を中心としたものになっている。では、何故この四組の同心衆が中心となっているのかについて考えてみたい。そこで、家康家臣となった旧武田家臣のうち、頭（寄親）の元に編成されていた同心衆について、『天正壬午武田諸士起請文』⁽³³⁾（以下「起請文」と略）に記載されている集団別に、どの様な傾向があるか見てみよう。煎本増夫氏によれば、旧武田家臣で家康に出仕した同心衆の内、頭（寄親）が存命中の同心衆は、元の頭の下に再付属される傾向にあるということが指摘されている。一例をあげると、この同心衆の頭の一人で、家康の家臣となった駒井直政への家康の本領安堵状⁽³⁵⁾を見てみると、「同心被官人事」として、同心もそれまでと同様に安堵されていることがわかる。ここで注目されるのは、同心衆においては頭の生存が一つの要素となっているということである。では、ここで対象となっている一条、山懸、土屋、原四組同心衆の頭はどの様な状態であったのであろうか。前出の煎本氏によれば、この四組の同心衆の頭（寄親）は、この天正十年の本能寺の変以後においては、既に死亡していることがわかる。（他に、小山田備中衆や後典厩衆があるが、その動向についてはよく分かっていない。）結局のところ、頭のいる同心衆や武田家の直臣層をはずしていった結果として、一条、山懸、土屋、原の各組同心衆を中心としたものではないかと考えられる。

この様に木俣守勝によって、一条、山懸、土屋、原の各組同心衆を中心とした甲州侍を家康の元に出仕させたのであるが、ではこれ

らの各同心衆はその後どの様に編成されていたのであろうか。前出の『木俣日記』⁽³⁶⁾を見てみると、

「家康公上意、井伊兵部少輔御取立、甲州の諸士を以、直政二付させらるゝといへとも、直政年若也、諸士無頭陣参の節、此儀如何、已後大切の合戦有之時、汝直政を補佐し、大功を立へき也と、家康公御脇刀を以、某に被仰付、御懇之上意也、」

とし、また、『由緒帳』⁽³⁷⁾を見てみると、「権現様上意二而土佐（守勝）儀甲州侍之物頭二被仰付」とあり、さらに甲州侍を連れ帰った後、「御奏者仕御礼仕せ候筋目御座候由、惣而土佐御家中江御附被成候而」として、木俣守勝が甲州侍を家康に取り次ぎ、起請文の提出や知行地安堵を受けたことから、その縁を以て守勝を甲州侍の物頭に就任させていることがわかる。この様に一条・山懸・土屋・原の各同心衆は、木俣守勝の元で編成され、直政―木俣守勝―「甲州同心衆」（一条・山懸・土屋・原）という指揮系統（軍事面）のもとにおかれたといえる。しかし、同心衆の土地を媒介とした主従関係は、本領安堵を家康から受けたり起請文の提出先が家康であったりと依然として各々家康との間にあり、直政・木俣守勝間の関係も「御附」という言葉が示すように、同じ家康家臣の中での上司と部下のような関係であったということを確認しておく。

では、木俣守勝支配下の「甲州同心衆」の性格はどの様なものであったのか。一つの事例としては、天正十三年の信州上田城の真田昌幸攻めがある。同年閏八月二十八日、「井伊兵部少輔同心中」に對して家康書状⁽³⁸⁾が出される。この「同心」であるが、この直政同心中への家康書状は木俣家文書として木俣家に伝わっていることから

主に「甲州同心衆」を指していると考えられる。ではここで宛先に注目してみる。すると、宛先は「同心中」宛となっており、この時直政が在陣していないということが窺われる。『寛政譜』⁽³⁹⁾によれば、「(天正十三年八月)直政家臣木俣清三郎守勝、松下源左衛門某をしてこの軍にしたがはしむ」とあり、「(同年閏八月)直政大須賀康高、松平康重等々にもおほせをうけたまはりて、上田にいたり、兵をおさめてかへる」となっていることから、直政の指揮の元で出陣していないということがわかる。つまり、ここで「甲州同心衆」は直政の軍団に所属しているが、実際は木俣守勝の指揮下で従軍していることがわかる。これは、直政と同心衆の関係の薄さを表しているのではないかと思われる。「甲州同心衆」は直政の軍団、同心衆であるが、木俣などの物頭の統制が強く、逆に直政と同心間の関係はそれほど強くないのではないかと言える。

このことから考えられることとしては、家康が木俣などの直政同心衆の物頭を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州同心衆」に対する独自の統制力はそれほど強くないと思われ、家康が物頭を通してほぼ直政の軍団の統制権を握っていたのではないかということが言えるだろう。つまり、直政を木俣守勝の上に置きながらも、家康(直政)―木俣―「甲州同心衆」という指揮系統が存在し、直政とは別個に軍事行動することもあり、この点が、木俣守勝配下の「甲州同心衆」の性格と言えるだろうし、他の物頭に率いられた集団も同様であったのではないかと推測されるのである。

③直政が主体となって編成した旧武田家臣

では次に、木俣守勝などが主体となって編成しその指揮下においた「甲州同心衆」とは別に、直政が主体となって編成したと思われる旧武田家臣について、その直政同心衆への編成過程を見ていきたい。ここでは、それらの旧武田家臣を「甲州衆」と呼ぶこととする。

では、最初にどの様な性格を持った武士達が「甲州衆」に編成されていったかについてみてみよう。『寛政譜』によると、「家臣山下内記某、(中略)河野内記某等に各采地の御朱印を下さる。」として、山下内記以下十三名を「家臣」としてあげている。この十三人は特に朱印状が残っている者であって、その外にも多くの者が存在していたと思われるが、ここではこの十三名を材料にして見ていく。この十三名について、『起請文』等に記載されている衆別に所属衆を調べてみると、前述の一条・山縣・土屋・原四組の各同心衆以外にも、御藏前衆・二十人衆・駿河衆など、他の衆に属する人物を見ることが出来る(表1)。つまり、この「家臣」とされているもの達に関しては、特に前述の一条・山縣・土屋・原四組の各同心衆には限っていないということがいえる。では、他にどの様な特徴があるのだろうか。ここで、これらのもの達に家康から下された朱印状について見てみると、ほぼ直政が奉者として関与していることがわかる(同表)。つまり、これらの「家臣」が家康に出仕するときに、直政の取り次ぎを受けていることがこれからわかるだろう。

次に、どの様にして直政「家臣」として編成されていったのかについて見ていきたい。一例として『由緒帳』齋藤半兵衛家条を見て

表1 『寛政譜』に「家臣」として記載されている旧武田家家臣

| 人名 | 所属衆 | 日付(天正) | 貫高 | 被官などの有無 | 奉者 | 子孫 |
|--------------|------|------------|----------|---------|----------|-------|
| 山下内記 | 御蔵前 | 10. 8.20 | 81貫200文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| | | 11. 後 1.14 | 336貫200文 | | | |
| 河西喜兵衛充良 | 二十人 | 10.11. 8 | 47貫800文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 神戸平六 | | 10.11.17 | 43貫500文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 三浦彌一郎 | (駿河) | 10.11.26 | 73貫650文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 渡邊式部丞吉繁 | | 10.11.27 | 50貫文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 齋藤半兵衛昌賢 | (駿河) | 10.11.27 | 46貫500文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 石黒将監 | 山縣 | 10.11.28 | 77貫800文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| | | 11. 9.28 | | | 井伊兵部少輔直政 | |
| 功刀介七郎 | (原) | 10.12. 3 | 3貫100文 | 被官 | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 成島勘五郎宗勝 | 山縣 | 10.12. 7 | 9貫700文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 岡市丞 | 一条 | 10.12. 9 | 4貫文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |
| 早川彌三左衛門尉(幸豊) | 前土屋 | 11. 後 1.14 | 39貫文 | | | 井伊家家臣 |
| 廣瀬美濃守景房 | 山縣 | 11. 9.28 | 129貫文 | | 井伊兵部少輔直政 | 井伊家家臣 |

『新訂寛政重修諸家譜』、『徳川家康文書の研究』、『濱松御在城記』他の「天正壬午武田諸士起請文」より作成。

みると、⁽⁴¹⁾「天正十年権現様へ直政様祖父半兵衛義御借し被遊被下置候様にと言上被為遊、御借人に而御家へ罷出候、」として、直政の家康への願い上げにより、半兵衛が「御借人」として直政に付属されていることがわかる。今のところ、これ以外に編成過程を表す史料は確認できないが、では直政の元に付属される前はどの様な存在であったのか見ていきたい。ここでは、三浦十左衛門について取り上げてみる。前述の「家臣」とされる十三人の「甲州衆」の中には含まれておらず、また元今川家家臣であるので「甲州衆」とは性格が異なるが、後に「駿河衆」として同心衆とは別に位置づけられる人物であるので参考までに見てみよう。三浦十左衛門安久と家康との関わりは、天正十年八月二十二日付の朝比奈泰重書状⁽⁴²⁾の中に見られる。この中で、「安久御高名の旨、左衛門尉・井兵も御前ニ、御座所ニ而 殿様へ不大形義差合申之由、」として、朝比奈泰重が酒井忠次・井伊直政も同席の上で、家康に安久の高名と取りなしを願っているものである。また、「猶以 殿様御前にて井兵も念を入罷合申由候」として、直政がこのことに関与している様子が窺える。元々、今川氏真の朱印状を所持し、家康の御前で個別的に名前が挙がっているように、今川家の重要な家臣であったが、この書状に見られるように家康に仕官していることがわかる。この例では、三浦十左衛門は朝比奈泰重の願い上げの元に、酒井忠次・井伊直政の取り次ぎを以て家康の家臣となっていること、今川家にとって重要な位置付けがされる様な家臣であったことが指摘できる。

これらのことから、直政が奉者として或いはその他の別の機会に関与したもののことから、直政が主体となって、自分に付属するもの

を選ぼうとしていた傾向があるのではないかということがわかる。

その方法としては、家康より「御借」するというもので、「御借人」という言い方もされている。そしてここでは、特に武田家で属していた衆は、一条・山縣・土屋・原の四つの同心衆に限られたものではなく、三浦十左衛門の例に見られるように今川家で重要な位置付けであったなど、別の要因によって選別されていると言え、また「甲州同心衆」のように集団的ではなく、個別的に付属されている傾向にあると言えるだろう。

この様に編成されていた「甲州衆」などの、直政編成の同心衆であるが、しかし、ここでも「甲州同心衆」と同様に土地を媒介とした主従関係は家康との間で結ばれており、直政自身の家臣とはなっていない。これは、先程から出ているように「御借人」と呼ばれるような身分によっても表されている。この「御借人」という身分は家康から借りたというを表しており、前出の「御附人」とは家康によって付属されたという、行為の施行者と対象の違いによって呼び方が違うのであって、本質的には家康家臣でありながら直政の元で軍事行動などを行うという点では同質であると考えられる。また、「家臣」とされる十三人についても、家康よりの朱印状をもらっているが、それ以後(天正十八年までに)直政の所領安堵状などをもらっている形跡が見られない。さらに、この天正十年から同十八年までの間で、直政家臣として仕えた記述や史料等はほとんど見ることが出来ない。

つまり、ここでも直政に付属させられたものは「御借人」という身分で、直政とは主従関係がないといえる。しかし、前出の「甲

州同心衆」の場合と違うのは、直政―「甲州衆」という指揮形態であるということであり、より直政との距離が近い関係であると言える。家康から付属された木俣守勝などは物頭となっているが、この直政編成の同心衆の構成員はそのような記述は全く見られないことから、位置付けとしては木俣守勝など物頭よりは下位であるが、甲州同心衆などの物頭の指揮下の同心衆よりは上位であり、直政の馬廻り等に位置づけられたのではないかと思われる。

三 天正十八年の家康の関東入部と直政家臣団の形成

①直政の知行地拝領

まず最初に、直政に宛行われた知行地について見ていきたい。「寛政譜」等によれば、家康が関東に入部した折に、直政は上野国箕輪城十二万石を拝領したとされている。この直政の箕輪十二万石⁽⁴⁴⁾拝領については、秀吉の意志が関与していたとも思われるが、この点についてはここでは特に触れない。この箕輪十二万石であるが、徳川家中においては最高の石高となっている。この次に高い石高を持つのは、榊原康政の上野国館林十萬石と本多忠勝の上総国大多喜十萬石で、その次になると大久保忠世の相模國小田原四万五千石となり、井伊直政・榊原康政・本多忠勝の三人が十萬石を越えて、徳川家中において格段に高い知行を宛行われたことがわかる。

では、直政の知行地における領主的側面を見てみよう。まず最初に天正十九年と推定される五月三日付井伊直政黒印状⁽⁴⁵⁾によると、「去年之未進、しゃめんせしめ候間、」として、また「國替ニ付而、致欠落百姓、何も如前々可帰事、」として、前年の年貢の未進や百

姓の欠落について赦免するなど、前年の家康の関東への国替えに關連して、自分の領内統治に關して、新たな領主として在地に氣を遣っていることがわかる。また、慶長元年四月十八日付の檢地に關する井伊直政定書⁽⁴⁶⁾によれば、領内の上野国群馬郡濱尻村に對し、「なはうち」することに對する定めを出したものである。内容は、

①「拾貳万眞文之都合」を「あらたむへきため」に「なはうち」させるというもの。②「なはうち」するからと言って、それを理由に耕作を止めてはならないし、③「諸給人」の知行方を今までと替えてはいけないというものである。つまり、領主として最も重要である自己の領内の把握を、この時点でやっているということが確認できるだろう。ただこれは、家康の代官衆による檢地ではなく直政自身による私檢地であると思われる。代官衆による檢地は直政の転封後に行われたようであるから、直政が領主として存在していた間は直政による檢地のみということになる。

この様に、箕輪に転封して以後、直政によって領内に対する檢地などの領内統治に關する施策が行われ、領主として領内統治を行っていることがわかる。

②直政同心衆との間での主従関係の変化

では次に、前述した直政の同心衆と直政との間での主従制の変化について見ていきたい。

最初に家康の関東入部前の状況を確認しておく。繰り返しになるが、関東入部以前は直政と同心衆の間では主従関係がない。主従関係があるのは家康との間で、その点では直政も同様であった。直政

との関係は、主従関係の上では同じ家康家臣として同列であり、その中でいわば上司と部下のような関係であり、指揮系統として上下があったとしても主従関係ではなかった。その直政と同心衆の関係が、関東入部以降どの様に変ったのか、または変わらなかったのかについて見ていこう。

慶長七年（一六〇二）二月一日、直政が近江国佐和山で死去すると、直政家臣の三浦安久が家康の元に呼ばれて拜謁し、江戸年寄衆より直政の家臣の鈴木重好・木保守勝・西郷正員に對して連署奉書が出されている⁽⁴⁹⁾。これらの三人の家臣は元々家康家臣で直政に付属された者であるが、この中で、「右近殿（直勝）へ各御奉公、可為御奉公肝要候旨直ニ被仰付候、」として、「奉公」という言葉が使われており、この時点で「奉公」の対象が家康ではなく、直政の嫡子直勝であることがわかる。また、年不詳であるが直政生存時のものと思われる三浦十左衛門宛て近藤秀用書状がある。この時の近藤秀用は直政の家臣になることを拒否して浪人中であり（それについては後述するが）、この中で「其元御息災ニ而御奉公被仕候由目出度存候、」として、「付人」である三浦安久が、直政に對して「御奉公」していることが窺われる。つまり関東入部以降、少なくとも直政生存中には主従関係が家康との関係から直政との関係へと変化しつつあると言えるだろう。

では、これらの家臣の性格であるが、まず関東入部以前についてみる。既に述べたとおり、一つの性格として「物主」と言われる様な、同心衆を統括する頭としての性格がある。また、他の性格についてみると、天正十八年の小田原の陣の時のものであると

思われる三浦十左衛門宛て書状が三通ある⁽⁵¹⁾。これを見ると、まず四月十六日付書状⁽⁵²⁾では木俣守勝一人で三浦などに鉄炮運搬を命じており、また「地下御朱印之義も調申候間、在所之名を書付候、」として、上位者（この場合、誰の朱印を指しているのか判断できない）からの朱印状を発給する性格も帯びていたことがわかる。次に同月十七日付書状⁽⁵³⁾では、近藤秀用・椋原正直^(カ)・木俣守勝の連署となっているが、こちらも鉄炮のことを三浦などに申し付ける等していることから、木俣以外の近藤・椋原についてもこの点に於いては木俣と同様の性格を持っていたものと思われる。つまり、これら三人は直政を頂点とした軍事組織の中で、三浦などに対して独自に命令を下すことが出来る様な位置、後の彦根藩での「老中」や他藩の「家老」や「年寄」と呼ばれるような性格を持っていたと言える。逆に三浦などは、「物主」などの性格は見られず、木俣などの階層より一段下の地位に位置づけられるような位置であったのだろう。

では次に、関東入部以降の家臣の性格はどの様であるうか。近藤秀用とともに井伊谷三人衆であった鈴木重好と「物主」の木俣守勝については、彦根城建築中の時期のものであると思われる鈴木・木俣等宛本多正信書状⁽⁵⁴⁾を見てみると、彦根城普請の話と共に鈴木・木俣が病氣である旨が書かれている。これに関して大久保長安よりもそのすぐ後に鈴木・木俣等宛に書状が出されており、こちらでも彦根城の普請と共に両人の病氣について家康より薬を下された旨が書かれている。どちらも両人の病氣の内容の一つとして書かれていることが理由としてあるということも考えられるが、両書状とも宛先は、前者は「鈴石州様・木土州様・人々御中」、後者は「鈴

木石□□（見殿）・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・木俣が井伊家を代表する家臣と考えられるのではないかとと思われる。また、家康より直に薬を賜り書札礼でも「殿」「様」を混同しているなどからも、元々家康直臣で有りながら今は井伊家家臣になっているという微妙な位置付けであることがわかる。前述の江戸年寄連署奉書書に見られる西郷正員、小田原の陣の時の椋原正直なども同様の性格を有していたものと思われる。これに関連して『木俣自記』⁽⁵⁶⁾に、

「一、慶長十一年丙午、守勝病身たるを以直継^(直勝)ニ申、国政所務鈴木石見守に引渡す、然る所鈴木と西郷伊豫・椋原老岐并諸士確執争論、家中ニツニ分れ騒動不止、□方共ニ伏見ニ行、（台頭）家康公江訴之、（後略）」

として、慶長十一年、木俣守勝が病氣のため「国政所務」を鈴木重好に引き渡したところ、鈴木重好と西郷重員⁽⁵⁷⁾・椋原正直并諸士と確執争論になり、家中が二つに分かれ、伏見の家康に訴え出たと有ることから、木俣・鈴木・西郷・椋原等が初期彦根藩ではほぼ同等の位置付けだったのでないかと思われる。以上の家臣については、井伊家中では最上級家臣とも言べき家臣の事例であるが、家康への「奉公」から井伊家への「奉公」へと変わっていくこと、しかし、大事の時には家康の所に出向いて行くなど、家康との関係もまた有しているということについて見た。加えて、これに関連する事例をもう一つあげておこう。慶長十五年の木俣守勝死後に、井伊家の仕置について触れた同年八月四日付井伊直孝書状⁽⁵⁸⁾がある。この中で直孝は、「其許御家中仕置、鈴木主馬殿・椋原老岐殿兩人ニ、從駿府

年寄衆被仰付候由承候、右京殿（守勝子）御沙汰何共不承候、是ハ何と申たる御事に候哉、」として、当時井伊家の家督を継いでいた兄直勝の家中の仕置について、駿府年寄衆より人事の仰せがあったこと、守勝の家督を継いだ木俣右京にはその仰せがなく、驚きを隠せない様子が述べられている。また、「右京を御のけ候事、兵部様（直勝）御ちかひの様ニ」として、右京を登用しないということが当主である直勝の意向であるが、それは自分も含めた周りの意志と反しているということを示唆している。これは、井伊家の仕置については、この時の井伊家当主である直勝の意志が反映されているが、しかし、その決定に対しては、駿府年寄衆より、つまり家康によって決められたということが窺われる。これにより、井伊家中は家康によって規定される性格を持っていたということが考えられるだろう。

次に家康よりの「付人」について、直政直臣化へむけて直政がどのような意向を持っていたのか見てみよう。享保十七年（一七三二）に書かれ、天明八年（一七八八）に写されたとされる「近藤石見守両代覚書写」という史料がある。⁵⁹この近藤氏とは、前述の井伊谷三人衆の内の一人である近藤家のことで、近藤康用・秀用の二代について書かれたものである。これによると、

〔関東入部の〕其節家中一同ニ大分之加増之沙汰有之ニ付、依之直政先ツ権現様江言上申候ハ、今度御加増所替故、付人衆中御旗本江立帰り申度と申候而茂御帰シ被下間敷候、若シ旗本江立帰り申候ハ、拙者家来ノ多ハ御付人故ニ候得は、明々日何事有之候而も軍役相勤申候事難成と被申候故、権現様御承引之

上、成程續ひ旗本江立帰り願申候共歸し申間敷と被仰候上ニて、（後略）

として、家康の関東入部に際して直政の所領が増加するが、この機会に直政の元を離れて旗本に復帰しようとする者が出るかも知れない。しかしこれを認めると直政の家臣団は「付人」主体であるので、相応の軍役を務めることが難しくなるとして、家康に対して旗本復帰を認めないようにと言上している。また、逆に「付人」に対する対応を見てみると、

〔直政家中一同ニ御付人衆中江被仰渡候ハ、今度所替ニ而関東江引越申候、各々御旗本江立帰り被申度衆中は勝手次第立帰り可申候と被申候所、（後略）

として、「付人」に対しては旗本復帰を自由に認めるといふ態度を示したとしている。実際にこれらのことが為されたのかどうかは判断しがたいが、参考程度として「付人」が直政の家臣となっていくことに対して、江戸中期の人がどの様に考えていたのかがわかるのではないかと思われる。

また、直政の家臣への編入を拒否した例もある。まず一つ目としては、後に旗本となった近藤秀用の例である。近藤秀用は井伊谷三人衆の一人であり、家康によって井伊直政に付属されていた。最初に『寛政譜』を見てみよう。

〔天正〕十九年陸奥国九戸一揆にも直政に属して彼城を攻、（中略）のち秀用は御麾下の士に列せん事を請て直政が許を退去し、男秀用がもとに寓居す。慶長七年めされて台徳院殿につかへたてまつり、上野国邑楽郡青柳にをいて采地五千石をたま

ひ、鉄炮の足軽五十人をあづけらる。」

として、天正十九年の九戸陣までは直政の元におり、その後直政の元を退去して息子季用の所にいた。慶長七年に直政が死去すると、秀忠のもとに出仕して五千石の知行を宛行われている。『引佐町史』によれば、その後慶長八年には家康の勘気もとけたが、その背景には池田輝政の口添えがあったと言われているとしており、直政の元からの退去は家康の許可なしの退去であったことがわかる。これに関連して、井伊谷三人衆の一人である鈴木重好は、『水府系纂』によると、後に家康によって、井伊家を出て家康六男の松平忠輝の家老となり、忠輝改易後は水戸徳川家の家老となっている。これから考えると、「付人」の去就には家康の許可が必要であったことが窺われる。

では、何故直政の元を離れて旗本に復帰しようとしたのであろうか。残念ながらそれを直接示す史料は今のところ確認できていない。しかし、近藤秀用の性格としては、前述のように直政の軍事組織に於いて「家老」的位置付けであったということがあり、また、家康の遠江進攻に際して本領・新地を安堵され、天正十七年などの検地帳にも領主として見られたように、領主としての性格も強く持っていた。天正十八年の小田原の陣に際して、家臣の鈴木惣右衛門正勝に対して鉄炮・馬など軍役を申し付けている例も見られることからわかるだろう。つまり、「家老」的な存在であっても、木俣などの様に「物主」として同心衆の頭の様な存在ではなかったものと思われ、単独で相当の軍勢・軍役を担っていたものと思われる。この様に、元々井伊谷に所領を持った在地領主として、単独で

も軍役を負担できるほどであったものと考えられるから、元々直政の軍事組織内にいたとはいえず、独立的な性格が強く、直政の家臣になるのを拒否したのではないかと思われる。結局、後の彦根藩の中に、井伊谷三人衆の直系がどこも残らなかったことから、井伊谷三人衆の独立的な性格が窺われる。

以上これは、直政の「付人」から旗本に復帰した例であるが、では他の事例も見てみよう。

二つ目としては、家康の関東入国以降八王子に住み、その後浪人した山下内記の例がある。この山下内記は、旧武田家家臣で天正十年の武田家滅亡後に家康の家臣となり、直政に付属された者で、前述の通り武田家では「御蔵前衆」に属しているから、直政主体の付属家臣とも言うべき人物である。この山下内記の『由緒帳』の記述を見てみると、家康家臣となった後に「武州八王寺」にいたことがわかる。これは、家康の関東入部後のことであると思われるが、直政の所領は上野箕輪であり八王子は特に直政の所領とはなっていない。つまり、関東入部後に直政の元を退去して八王子にいたのではないかと考えられる。その後、子の又右衛門は幼い頃に内記が死に、跡目相続が許されなかったので、大坂夏の陣まで甲州に引きこもっている。ここで、どの様な理由で跡目相続が許されなかったのかは記述がないが、近藤秀用の場合などを考えてみると、直政の元を退出することは家康の許しかなかったのだろう。

以上のように、家康の関東入部以降、直政の死去以前には、主従関係が家康との関係より直政との関係に変化していったことがわかる。近藤秀用の例から考えると、さらに天正十九年の九戸陣以降で

あるとも考えられる。また、井伊家家中での上級家臣ばかりでなく、その下の同心衆に關しても山下内記の例に見られるように、ほぼ同様に直政の家臣へと移行していったものと思われ、中には井伊家を飛び出た者もいたものと思われる。

③同心衆以外の直政家臣団の増加

三つ目に、關東入部以前からの同心衆以外にも、箕輪に於いて直政家臣団が増加している。まず『井伊年譜』において「小田原衆」と呼ばれるような家臣達がいることがわかる。人数的には三人ほどであるが、その由緒を見てみると、ほぼ後北条氏に仕えていたことがわかる。つまり後北条氏旧臣の一部は、「小田原衆」として直政の家臣になっているのである。また、「小田原衆」でなくとも、『由緒帳』によると後北条氏旧臣であるという由緒を持っている者も二人ほどいる。さらに『井伊年譜』では、「上州衆」或いは「上州白井衆」、「その他（上州）」など、上野国出身か箕輪・高崎在城時代に出仕したものとされる家臣が多く見られる。また『井伊年譜』にはないが、『由緒帳』等では本国が上野国である者も見られることから、後北条氏旧臣という由緒は語っていないが、上野国の在地武士を積極的に登用している姿が見られるだろう。また、『由緒帳』や「慶長七年分限帳」⁽⁶⁵⁾と呼ばれる分限帳中で、特に詳細がわからない家臣も多い。ただ、この分限帳の年代が正しければ、井伊家の所領が慶長五年の関ヶ原の戦いで以降に近江国佐和山に十八万石で移って以降それほど時が経っていない時分の家臣団を表していると考えられる。つまり、詳細不明の家臣の多くは箕輪・高崎時代に仕え始

めた者が多いのではないか。それが上野の在地武士であるのか、それとも他国の浪人等であるかはわからないが、關東入部以降に積極的に家臣を召し出していったと言えるだろう。⁽⁶⁶⁾

四 まとめ

抑も井伊家は、遠江で古くから勢力を持っており、遠江の有力領主であった。しかし、南朝方として北朝方に敗れると、その後はあまり表面には出てこなくなる。戦国期にはいると、今川家の家臣としての井伊家の姿が見られるが、その後、家康によって井伊谷が占拠されるにいたり、井伊氏の領主としての存在がここで見られなくなる。直政は家臣の養子となるなどしていたが、天正三年（一五七五）になって家康に出仕以後は、井伊万千代と名乗り家康の側に仕えて、井伊谷での旧領を戻されたものと思われる。

そのような中で、直政がいつ頃から政治の舞台に登場するようになったのかであるが、天正七年を期に「直政」の名前が確認できる史料が見られるようになる。逆に同年までの間では、史料上では確認できない。これ以降、政治的な表舞台に出てきたと考えられ、そして、同十八年には徳川家中で最大の所領を有するまでになる。つまり、約十一年間という短期間に、徳川家中で最も高い位置までに昇り着いたと言えるだろう。

では、何故直政が徳川家中で最大の所領を有するようになったのかを考えてみたい。一つの要因として、直政の「家臣団」編成があげられるだろう。本論考で示したように、天正十年から同十八年の關東入部までは、直政の軍事的主体としては家康直臣の同心衆であ

るが、他にも補佐として家康家臣を「御付人」として付属されている。代表的な「家臣」としては木保守勝・棕原正直・西郷正員などがあるが、木保守勝の事例を見てみると、木保守勝は武田家旧臣の原・一条・山縣・土屋の各同心衆を出身母体とした「甲州同心衆」の「物主」となっている。木保守勝の指揮系統上の上位者としては直政が置かれているが、場合によっては直政不在でも家康よりの直接の命令下で行動することもある。つまり、家康より直接掌握されている存在と言える。逆に考えると、直政の同心衆に対する統制力はそれほど強くなく、木保守勝などの実質的な統制の上に乗る形と言える。この形態を基本として、関東入部後に直政家臣に移行していったと考えると、直政家中と家康とは二重の側面、すなわち家康と直政、家康と木保守勝などの「御付人」という二つの繋がりをもち、三河譜代と呼ばれる在地領主出身の譜代家臣が、家康と家臣自身のみという一側面における繋がりで、陪臣においては家康よりも主家との関係がより優先されるのに対して、井伊家の場合には主家である家臣と陪臣共に家康との繋がりが強い。また、この「御付人」は、特に初代や二代においては家康家臣としての自覚が強く、直政などの主家に対して補佐と共に規制する性格ももち、三河時代、家康に反抗した家臣は、自身の軍事的権力基盤として家康よりはある種独立した自身の家臣団を有していた。これは、主家である家康家臣がその上位の主家である家康に反抗した場合には、そのまま反抗勢力となった。これに対して、直政配下の「御付人」は家康との繋がりが強く、そのまま反抗勢力とは成りにくい。「御付人」は元々家康直臣であり、直臣層の一部が家康家中より「分出」した

ような性格を持っていたと考えられる。また、井伊家中での「仕置」を司る等の要職における任免権も駿府の家康側が握っており、井伊家独自の任免権は、この範囲では無かったと思われる。つまり井伊直政家臣団は、関東入部以降、家康自身の意志がより貫徹し、逆に家の当主の意志がより制限されると言う、家康にとってより安定した権力基盤となりうる「大名家」家臣組織として存在していたと言えるだろう。この形態は、後に小身から大名へと取り立てられて成立した「譜代大名」の家臣団編成とも異なっており、どちらかという御三家などの家臣団編成に近い。また、今回は触れていないが、この井伊直政家臣団と同様に、関東入部時に十萬石以上を与えられた榊原康政・本多忠勝の家臣団も「御付人」主体というほぼ同様の性格の家臣団構成をしており、「格別の家柄」の家として江戸時代優遇された。結局、この家康にとってより安定した家臣組織、徳川家から「分出」したような家臣組織が井伊家家臣団の性質であり、このことが、後に譜代大名の筆頭という位置付けを与えられる一要因となっていると考えられるのである。

註

- (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店 一九六四
- (2) 煎本増夫 a 『幕藩体制成立史の研究』雄山閣 一九七九
- (3) 煎本増夫 b 『戦国時代の徳川氏』新人物往來社 一九九八
- (4) 煎本増夫『初期江戸幕府の大番衆について』『日本歴史』一五五 一九六一

- (5) 根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館 二〇〇〇
- (6) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館 二〇〇一

- (7) 統群書類従完成会編『寛永諸家系図伝』(以下『寛永譜』と略) 第八巻 井伊直政条
- (8) この井伊谷三人衆は、永禄十一年、家康が遠江へ進攻し始めるときに、今川家臣であったが徳川方について井伊谷への手引きをしたことから、井伊谷や三河国吉田などに所領を与えられて、井伊谷城の勤番を仰せ付けられた三人である。
- (9) 統群書類従完成会編『寛政重修諸家譜』(以下『寛政譜』と略) 第十巻 井伊直政条
- (10) この『侍中由緒帳』は、彦根藩において元禄四年(一六九二)に家臣各々に対して提出させた、井伊家と関わりを持った前後からの由緒を書かせたもののうち、士分以上の者が提出したものである。
- (11) 鈴木平兵衛家条(彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳四』(以下『由緒帳』と略) 一九九七)
- (12) 蜂前神社文書『静岡県史 資料編七 中世三』(以下『静岡県史資七』と略) 頁六三一 史料一五二五
- (13) 菅沼次郎右衛門家条 彦根城博物館所蔵『侍中由緒帳』(高崎藩井伊家文書) 群馬県立文書館撮影本 以下『由緒帳 撮影本』と略)
- (14) 竜潭寺文書『静岡県史資七』頁八九九 史料二〇二八
- (15) 旧井伊谷村役場文書『静岡県史資七』頁九七三〜九八〇 史料二二九九〜三〇一
- (16) 仲井文書『静岡県史資七』頁九八一〜九九一 史料二二〇四〜二二三〇
- 六
- (17) 小出文書『静岡県史資七』頁九九三〜一〇〇六 史料二二二一〜二二三五
- 一五
- (18) 鈴木重信氏旧蔵文書『茨城県史料 中世編Ⅱ』(以下『茨城県史Ⅱ』と略) 頁四一 史料六
- (19) 竜潭寺文書『静岡県史資七』頁八九八 史料二〇二四
- (20) 木俣家文書(東京大学史料編纂所架設影写本 中村不能齋編『井伊

直政・直孝』(以下『直政・直孝』と略) 頁十一 史料二)

この史料の年代比定については、中村不能齋の同著においては天正十一年に比定されている。このほかにも、中村孝也『家康文書の研究』などでも同年に比定されている。これは、『寛政重修諸家譜』の井伊直政条に、天正十一年のこととして同史料の内容を載せていることによると思われる。しかし、東京大学史料編纂所架設の木俣家文書影写本を見てみると、明らかに「卯」年であり、天正十一年は「未」年であるため、ここでは家康が遠江を支配し、信州高遠関係で出陣の可能性がある天正七年に比定しておくが、詳細については今後の課題である。

(21) 中村孝也『家康文書の研究 上巻』(日本学術振興会 一九五八)より作成

(22) 『寛政譜』十二巻 井伊直政条

(23) 『寛永譜』八巻 井伊直政条

(24) 『木俣土佐紀年日記』『大日本史料』第十一編之三 頁一〇五

(25) 木俣清左衛門家条『由緒帳一』

(26) 上州の在地領主であった長野信濃守業正の子、出羽守業親の嫡子である十郎左衛門業実が、長野家没落後に直政のついで天正十年以前に家康、その後直政に出仕した例がある。

(27) 河手主水家条『由緒帳三』

(28) 加藤彦兵衛家条『由緒帳四』

(29) 現静岡県焼津市

(30) 三浦与右衛門家条『由緒帳二』

(31) 『寛永譜』松井康親条

(32) 木俣清左衛門家条『由緒帳一』

(33) 天正十年八月から十二月にかけて、旧武田家家臣で家康に対して起請文を提出した者を、武田家内での所属集団別に名前を書き上げたもの。詳しくは、(柴辻俊六「天正壬午甲信諸土起請文」の考察) 古文

書研究三 一九七〇) 参照。

- (34) 煎本増夫 前掲 b 頁一九五
- (35) 駒井政直家康朱印状「徳川家康文書の研究」上巻 頁三五四
- (36) 「木俣土佐紀年自記」『大日本史料』第十一編之三 頁一〇五
- (37) 木俣清左衛門家系「由緒帳一」
- (38) 「直政・直孝」頁十五 史料五
- (39) 「寛政譜」十二巻 井伊直政家
- (40) 「寛政譜」十二巻 井伊直政家
- (41) 齋藤半兵衛家系「井伊家家士由緒書抄」『甲斐叢書』所収
- (42) 三浦十左衛門については、(頼あき「旧今川家臣の系譜—三浦十左衛門を中心に—」彦根城博物館研究紀要第十二号 二〇〇一)に詳しい。
- (43) 三浦十左衛門家文書「彦根城博物館古文書調査報告書七」(以下「報告書七」と略)頁七八 史料B五
- (44) 川田貞夫「徳川家康の関東転封に関する諸問題」書陵部紀要一四
- (45) 堀口文書 東京大学史料編纂所架設影写本(「直政・直孝」頁二八 史料十三)
- (46) 中村不能齋収集文書 東京大学史料編纂所所収(「直政・直孝」頁三三 史料二〇)同日付・同内容で群馬郡・中大類・同下大類にも出されている(高井和重家文書、群馬県立文書館所収撮影本)。
- (47) 煎本増夫 前掲 a
- (48) 「慶長六年十一月 群馬郡善地村検地帳」群馬県史 資料編一〇」頁三三五 史料九七、井伊直政は慶長六年始めには近江国佐和山に転封されている。
- (49) 三浦十左衛門家文書「報告書七」頁四二 史料七 この史料は「慶長五年」ではなく「慶長七年」であろう。
- (50) 三浦十左衛門家文書「報告書七」頁八九 史料B一四
- (51) この二通の書状について、『報告書七』の三浦十左衛門家文書についての解説では慶長五年の関ヶ原の戦いの時のものであるとしているが、「近平右」として天正十九年以降井伊家を退去した近藤秀用がおり、また書状の時期が四月であり「城中」「落居」などの文言から小田原の陣の時の方が適切ではないかと思われる。
- (52) 三浦十左衛門家文書「報告書七」頁五五 史料四四
- (53) 三浦十左衛門家文書「報告書七」頁五六 史料四五
- (54) 鈴木重信氏旧蔵文書「茨城県史中Ⅱ」頁四四三 史料一
- (55) 鈴木重信氏旧蔵文書「茨城県史中Ⅱ」頁四四二 史料一〇
- (56) 「木俣土佐紀年自記」内閣文庫所収文書
- (57) 勘兵衛、伊予守、正員の子。父正員は慶長九年卒(「由緒帳」)
- (58) 木俣家文書 同前「直政・直孝」直孝編史料五 頁六六
- (59) 木村家文書 『静県史資九』頁八一三 史料三三七
- (60) 引佐町編「引佐町史 上巻」一九九二 頁六七二
- (61) 「水府系纂」彰考館所収 茨城県立歴史館撮影本を使用。
- (62) 今泉家文書 「引佐町史 上巻」頁六九三
- (63) 菅沼忠久の嫡孫勝利・近藤秀用は旗本に復帰し、鈴木重好は水戸家の家老になっている。
- (64) 山下又右衛門家系「由緒帳 撮影本」
- (65) 井伊家文書 彦根城博物館所蔵(「高崎藩井伊家文書」群馬県立文書館撮影本)
- (66) 煎本増夫氏は、その著書(前掲 a 頁一四八)において、徳川直臣部将は後北条氏旧臣について積極的登用はしなかったとしているが、これについては再検討する必要があるだろう。